

北海道千歳リハビリテーション大学無料職業紹介業務に係る
個人情報適正管理規程

〔平成29年6月24日〕
理事会規程第113号

（趣旨）

第1条 この規程は、職業安定法（昭和22年法律第141号）第5条の4の規定に基づき、北海道千歳リハビリテーション大学（以下「本学」という。）が本学の学生、卒業生及び修了生（以下「求職者」という。）に対して行う無料の職業紹介事業における求職者の個人情報（以下「個人情報」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（個人情報の取扱者）

第2条 個人情報の取扱者（以下「取扱者」という。）は、事務局学務課長とする。

（公共職業安定所との連携）

第3条 取扱者は、公共職業安定所からの情報提供及び指導に基づき、個人情報の適正管理に関する正確な知識の習得に努めるものとする。また、学長は、公共職業安定所から、個人情報の適正管理に関する講習等への出席勧奨があった場合には、取扱者が出席できるよう配慮するものとする。

（個人情報を収集する際の業務目的の明示）

第4条 取扱者は、取得した個人情報は下記により使用することを明示する。

- (1) 職業紹介で応募を希望する求人先に応募情報を提供する際に使用する。
- (2) 求人情報に関するメールを配信するために使用する。
- (3) 職業紹介で求職者に開示の許諾を得た業務提携先に提供する際に使用する。

（個人情報の開示及び訂正）

第5条 取扱者は、個人情報について求職者から開示の請求があった場合は、その請求に基づき当該人の専攻、有する資格等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき当該個人情報について訂正の請求があった場合は、遅滞なく訂正を行うものとする。

（苦情の処理）

第6条 求職者の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申し出があった場合については、取扱者は誠意をもって適切な処理を行うものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月24日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年5月27日から施行し、令和5年4月1日から適用する。